

令和２年１１月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注．発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日（火曜日）午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席委員

1 番 繁田 富男 2 番 島津 益夫 3 番 （空席）
4 番 （欠席） 5 番 宿利 浩満
6 番 河野千代美（副会長） 7 番 安藤 慎八（会長）

4. 出席農地利用最適化推進委員

1 番 小雲 基廣 2 番 長尾亀世美 3 番 衛藤 榮一
4 番 梅木 隆富 5 番 藤原 善和 6 番 高浪 辰雄
7 番 高倉 利子 8 番 （欠席） 9 番 秋好 清広
10 番 帆足 智己 11 番 衛藤 和敏 12 番 （欠席）

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
（相続）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第3号 農地所有適格法人要件確認書について

その他 研修「農地売買支援事業について」
講師 公益社団法人大分県農業農村振興公社

6. 出席農業委員会事務局職員

局長 藤原 八栄 主幹（統括）井野 俊夫
主査 繁田 寿美

7. 会議の概要 事務局長	ただ今より令和2年11月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、引き続き、マスクを着用しての会議となりますが、ご了承願います。 それでは、着席して進めさせていただきます。 それでは、安藤会長あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	農業委員定数6名に対して、5名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、5番委員、6番副会長よろしくをお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてです。 番号1、大字綾垣字池ノ原〇〇〇番〇外2筆、登記簿地目は田、面積合計は3, 634㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、2番委員です。 番号2、大字日出生字横枕〇〇〇〇番〇外5筆、登記簿地目は田及び畑、面積合計は3, 966㎡です。3条の無償移転で、所有権の2分の1の移転となります。譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇市の〇〇〇〇〇です。申請事由は、譲渡人の要望で、贈与です。担当委員は、5番委員です。 番号3、大字戸畑字冷水〇〇〇〇番外1筆、登記簿地目は田、面積合計は1, 361㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請事

	由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、2番委員です。 番号4、大字大隈字大石釣〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は1,932㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇町の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、贈与です。担当委員は、1番委員です。 以上4件です。
議長	それでは、担当委員の説明ですが、 番号1,3を2番委員、 番号2を5番委員、 番号4を1番委員、お願いします。 また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしく願います。
農業委員	番号1を報告します。10月18日、申請者、推進委員と私で現地の確認をしました。土地の所在は、大字綾垣字池ノ原〇〇〇番〇外2筆で、合計面積3,634㎡で、現状1枚の田んぼで、3筆一緒になっています。県道〇〇号線、〇〇〇バス停の右手100mくらいのところに位置しています。〇〇業と稲作をしている〇〇さんが取得し耕作する計画です。現状は田で、今後も稲を作付する計画です。湿地帯で耕作条件は悪いですが、本人が改良してよくして作りたいということです。権利の内容は売買による所有権の移転です。譲受人の取得後の経営面積は40a以上あり、通作距離は700mくらいで、耕作可能です。経営農地はすべて耕作されております。農機具は、トラクター、そのほかいろいろ持っておりますので、耕作はできます。農業従事者は本人一人ですが、取得後の耕作に問題ありません。 番号3を報告します。11月5日、申請者、事務局、推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、大字戸畑字冷水〇〇〇〇番外1筆で、合計面積1,361㎡です。場所は、〇〇の公民館から右の川のほうに出て、細い道で軽トラで行ける場所で3,400m行ったところにあります。稲作を中心とした〇〇さんが取得し、耕作する計画です。現状は田で、水害に遭われて畦のほうも自分で修復して手直ししていました。権利の内容は、譲渡人の要望で売買です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は3,400mです。譲受人の経営農地はすべて耕作さ

	れており、農機具はトラクター、田植え機、コンバインがあり、農業従事者は2名おり、農作業を手伝う方もいて、耕作に問題ありません。 以上報告を終わります。
農業委員	番号2について、報告します。11月2日、申請者の〇〇市の〇〇さんと、事務局、推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、〇〇〇〇学校の〇〇〇の隣と、200mくらい山のほうに行ったところにある、田畑6筆で、合計面積3,966㎡です。譲受人と譲渡人の方が2分の1ずつ所有しており、2分の1所有している母の〇〇〇〇〇さんが93歳と高齢になったので、生前贈与による所有権の移転です。母の〇〇〇〇〇さんは〇〇〇に住民票はありますが、8年ほど前から譲受人である息子さん家族と同居しております。また、譲受人は今も勤めに行きながら、休日には〇〇〇に帰って農業を行っており、今後もそれは続けていく予定です。以上です。
推進委員	お母さんと名義が一緒だったので、高齢ということで、一方の名義に変えたいということです。〇〇のほうにお母さんと同居しております。筆はたくさんありますが、圃場整備してありますので、枚数は3枚となります。また7月の豪雨で、田んぼが壊れてありますが、町のほうに申請してあるそうです。
農業委員	番号4について、報告します。11月4日、譲受人と譲渡人の息子さん、推進委員と私で現地確認をしました。場所の所在は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から国道を渡って、東に150mくらい行ったところに位置しています。面積は、1,932㎡で、ピーマン栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し耕作する予定です。現況は、5年ほど前からピーマンのハウス栽培を行っており、今後もピーマンを作付する計画です。譲渡人の〇〇さんが高齢のため、農業に従事することができなくなったので、息子夫婦に譲渡したいとの事由での農地の異動です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は4kmほどありますが、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクターを所有しており、農業従事者は、本人と夫の2名で、取得後の耕作に問題ありません。以上です。

議長	それでは、質疑はありませんか。
議長	質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可します。 次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。 番号1、大字塚脇字田中〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は9.91㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、道路用地としての転用です。なお、昭和50年頃から道路用地として使用しており、追認案件です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。 番号2、大字山下字田能原〇〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積は767㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、農家住宅用地としての転用です。なお、平成5年から住宅用地として利用しており、追認案件です。農地の区分は、第1種農地と判断されます。担当委員は、2番委員です。 以上2件です。
議長	それでは、担当委員の説明を 番号1 を6番副会長 番号2 を2番委員 お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。
農業委員	それでは、番号1の調査結果を報告します。11月6日、申請者、事務局、推進委員と私で現地確認を行いました。土地の所在は、大字塚脇字田中〇〇〇番〇です。〇〇〇の駐車場から100

	mくらい行ったところです。7月に議案を提出したところの近くです。面積は9.91㎡で、幅30cm、長さ20mくらいの細長い所です。登記簿は田で、現況は道路となっております。道路用地への転用です。転用理由は、昭和50年頃より道の一部として利用しているためです。無断転用案件のため、始末書を添付してあります。周囲には宅地がありますが、宅地への影響はありません。以上報告を終わります。
農業委員	番号2の調査結果を報告します。11月5日、申請者、事務局、推進委員と私で現地確認を行いました。土地の所在は、大字山下字田能原〇〇〇〇番〇、面積は767㎡です。住宅用地に転用する計画ですが、すでに平成5年に住宅を施工しており、始末書も添付されています。周囲の同意書も添付されており、宅地農地への影響はありません。今後も今の状態のまま使用する計画です。以上です。
議長	それでは、質疑はありませんか。
議長	質疑がなければ採決をとります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。 番号1、大字山下字田能原〇〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積は1,636㎡です。5条の所有権の移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、農業用施設用地としての転用です。農地の区分は、

	農用地区域内農地と判断されます。担当委員は、2番委員です。 番号2、大字森字桑釣〇〇〇〇番〇外1筆、登記簿地目は田、合計面積は2,971㎡です。5条の使用貸借権の設定です。貸人は、〇の〇〇〇〇さん、借人は、〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、農業用施設用地として転用です。なお、農地の一部を30年以上前からパドックの一部として使用しており、追認案件です。農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。担当委員は、5番委員です。 番号3、大字戸畑字森木〇〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積は1,022㎡です。5条の所有権の移転です。譲渡人は、〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、玖珠町長 宿利政和さんです。転用目的及び転用理由は、公園用地としての転用です。なお、すでに平成6年頃から〇〇〇〇〇〇〇の公園用地として譲受人が造成しており追認案件です。農地の区分は、第1種農地と判断されます。担当委員は、2番委員です。 以上3件です。
議長	それでは、担当委員の説明を 番号1、3 を2番委員 番号2 を5番委員 お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。
農業委員	それでは、番号1を報告します。11月5日、申請者、事務局と推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、大字山下字田能原〇〇〇〇番〇で、〇〇〇〇の裏側に位置しています。面積1,636㎡で、現況畑で、ロール置場等に使用しています。農業用施設用地として利用する計画です。周辺の同意書も添付されており、許可が出た後に着工する計画です。令和3年3月末日に完了しないといけない計画となっております。過去に農地法の違反はありません。
農業委員	番号2の調査結果を報告します。11月5日、申請者と、事務局、推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、国道〇〇〇号線から〇〇〇〇のほうに500mほど入って、大字森字桑釣〇〇〇〇 - 〇は農業用施設用地への転用で、30年以上前から既存施設のパドックの一部として使用されており、今回始末書を

	提出されております。また、〇〇〇〇－〇は経営規模を現在の親牛66頭・子牛40頭から親牛98頭・子牛40頭を最終目標として、規模を拡大するための畜舎・堆肥舎・機械置場用地への転用です。既存の施設によって長年畜産業を行っており、周辺農地への影響はなく、今回の建設用地は、既存施設と隣接しており、今後も周辺農地への営農条件に影響はありません。
推進委員	〇〇さんは親子3代でやっています。〇〇さんは少し体調がよくないですが、息子の〇〇さんと〇〇さんの長男が継ぐということで、畜舎を建てるそうです。
農業委員	番号3の調査結果を報告します。11月5日、申請者の役場の担当1名と、事務局と推進委員、私と現地を確認しました。土地の所在は、大字戸畑字森木〇〇〇〇番〇、1筆です。〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇〇〇が右側にありますが、その反対の左側手前、〇〇〇〇の手前に位置しております。現況は原野の状態です。権利の内容は所有権の移転です。具体的な使用内容は、役場の説明によりますと、今後も公園用地として利用する計画です。以上です。
議長	それでは、質疑はありませんか。
6 番委員	これは玖珠町が買うのですか。
議長	そうです。町が買うということです。
5 番委員	町に、公園ができるということですか。
事務局長	これは、企画商工観光課が担当していることなのですが、前は畜産の事業として農林課が担当していました。この畜産公園〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を作るときに、底地については町に登記を変えていなくて、その上に施設を作ったような状態です。公園として、本来、町として持つておかなければならなかった所が、過去の状況で、底地が町になっていないまま現在に至っています。〇〇さんなどを含めたところで、その辺を整理して、引き続き公園としての利用を模索するところです。

推進委員	では、現在は何も使っていないということですか。
事務局長	現在は何も使っていません。休園中です。
農業委員	私が担当しましたが、詳しい使用内容を出したほうがいいんじゃないかと思いました。担当者に聞いてみたけど、公園のままで管理するということでした。
議長	番号3について、質問等、何かわからないことがあったら。 過去の農業委員会で、審議にかけまして、〇〇さんに所有権が変わったという経緯があります。今度は町のほうが〇〇さんから土地を買い求めるという形であります。
事務局	会長も言いましたが、この土地の経緯は、元の会社が持っていて競売にかかって〇〇さんがこの土地を買ったということです。その、農地として買うにあたって、以前農業委員会の許可を得ているということです。
議長	何かありませんか。
農業委員	ここで言うのもあれなのですが、買わなければいけないものなのですか。
事務局長	町としての判断は、ちゃんと町の財産として、今後、有効活用をしたいので、町が買収したいということです。
農業委員	使用目的がさらに明確になればいいと思うのですが。そこを出してほしいなと思います。
事務局長	企画商工観光課のほうで動いています。正式に決まりましたら、議会のほうにも報告があります。この件は議会でも重要な案件とされてますので、当然ちゃんとした方向が決まれば、報告があると思います。
議長	みなさん、他に何か聞きたいこと、質疑はありませんか。

事務局長	すみません、ここに担当者呼んで、説明を受けて、疑問点など質問をしていただいて、それから議事を進めていただく形でもよろしいでしょうか。
議長	分かりました。 ここでいったん、議事を止めて、担当者から詳しい説明をしていただきますよう。 (企画商工観光課 担当者からの説明)
議長	議事を再開します。ただ今、番号3につきまして、企画商工観光課から説明をしていただきましたとおり、跡地を再活用するために町が土地を購入するという内容でした。
議長	質疑がなければ採決をとります。 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号1について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。 次に、番号2について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。
事務局	(挙手)
議長	全員賛成です。 次に、番号3について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長	次に、議案第4号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号非農地証明願いについてです。 番号1、大字山下字田能原〇〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積は343㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さん。非農地の事由は、昭和50年3月に、元所有者が5条転用許可を受けて、住宅を建築していたが、地目を変更していなかったためです。担当委員は、2番委員です。 番号2、大字日出生字寺ヲク〇〇〇〇番外1筆、登記簿地目は田及び畑で、面積合計は813㎡です。申請者は、〇〇市の〇〇〇〇さん外1名です。非農地の事由は、昭和42年頃、耕作条件が悪く、耕作ができず、一部不耕作となり、一部植林をしたためです。担当委員は、5番委員です。 以上2件です。
議長	それでは、担当委員の説明を 番号1 を2番委員 番号2 を5番委員 お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。
農業委員	それでは、番号1の調査結果を報告します。11月5日、申請者、事務局、推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、大字山下字田能原〇〇〇〇番〇、面積は343㎡です。〇〇〇〇の向かい側、ひとつ家を挟んだ奥にあります。現況は宅地です。事務局の説明のとおり、昭和50年に、前の所有者が転用許可を受けていたが、地目を変えていなかったということです。現況は荒れているわけでもなく、今後地目変更をして管理していくとのこと。
農業委員	番号2の調査結果を報告します。11月2日、申請者の〇〇市の〇〇さんと、事務局、推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、〇〇〇〇学校から300mくらいの所に位置しております。日出生字寺ヲク〇〇〇〇番の土地は、登記簿は田、現況は原野、面積は466㎡です。昭和42年頃までは牛や耕耘機で耕作しておりましたが、進入路が危険であり、耕作条件が悪いた

	め、そのまま雑木等が生えた荒地となっております。もう1か所、日出生字横枕〇〇〇〇番の土地は、登記簿は畑、現況は山林、面積は347㎡です。昭和42年頃に耕作条件が悪く、植林し、そのまま山林として管理していました。平成24年の時点で、20年以上経過しております。
議長	それでは、質疑はありませんか。
議長	質疑がなければ採決をとります。議案第4号非農地証明願いに ついて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。議案第4号非農地証明願いに ついて、原案どおり許可し、証明書を交付します。
議長	次に、議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局 説明をお願いします。
事務局	議案第5号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第5 号の最後のページをご覧ください。 利用権の設定の新規ですが、 3年～5年が 1件で 761㎡ 6年～9年が 4件で 12,606㎡ 10年以上が 4件で 425,628㎡ 合計で9件 438,995㎡です。 なお、番号5から9までは中間管理事業の集積計画一括方式に なっており、5番については、借受人が〇〇の農事組合法人〇〇 で、借受期間は6年間です。この案件については、以前、農業委 員と推進委員に農林課立会いのもと、現地確認を行ってもらって います。番号6から9までの配分計画ですが、借受人が〇〇の有 限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、借受期間は10年です。面積は 大きいのですが、採草放牧地です。採草地のため、面積が大き くなっております。採草地の賃借で、本案件については、11月5 日に、農業委員と推進委員に農林課立会いのもと、現地確認を行 ってもらっています。場所については、〇〇の〇〇〇から〇〇〇

	〇〇〇のほうに上がって、その付近にある一帯の牧野となります。以上です。
議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。議案第5号については、原案どおり承認します。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号です。農地法第3条の3第1項の規定による、相続による所有権移転の届出が2件提出されております。内容については、ご一読ください。 報告第2号です。農地法第18条合意解約通知書について3件提出されております。内容については、ご一読ください。 報告第3号です。農地法第6条第1項の規定による、農地所有適格法人要件確認書が1件報告されております。報告のありました法人については農地所有適格法人の要件を満たしていることを報告します。内容については、ご一読ください。
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
農業委員	先月、ウンカについて話したことです。〇〇では、農業組合法人〇〇が独自で、ウンカ対策の講習会を開くということで、〇〇全戸にチラシを配っています。〇〇だけでなく、他の所も被害はあったと思います。今後の対策として、役場のほうでも指導を求めてはどうかという気もします。私は、役場としたら農協を通して指導の要請をかけるだけでもいいのではないかと思います。それだけでもありがたいと思っております。以上です。
議長	前回からの話ですが、去年からウンカの被害が増えているので、

事務局長	このままでは耕作放棄地が増えるのではないかと危惧しています。農業委員会としては、役場農林課に対策のお願いをしていくというようなことで、局長が農林課長を兼務しておりますので、意見として伝えたいと思います。
	この前の農業委員会で言われた前から、私のほうも、県の西部振興局にコメの担当をしている部署がありますので、ウンカについては何か対策を考えないといけないと連絡をしました。またその後、この前の農業委員会で、そのような意見が出たので、再度県のほうに連絡をし、また農協と話をしました。今、農協と県のほうで、対策会議は随時開いているということでした。今はまだ協議をしている途中だと思います。何もしていないわけではないので、対策については検討しているということです。
農業委員	委員会としては書面としてお願い文書を出して、回答をいただいた方がいいと思います。
議長	それでは、課長のほうにお願いをしていきたいと思います。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会 1 1 月定例総会を閉会します。 この後、大分県農業農村振興公社による「農地売買支援事業について」の研修がありますので、ご参加ください。